

「ポツダム」宣言、受諾ニ伴ヒ發スル
 命令ニ關スル件
 右謹テ上奏ニ恭シク
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院、議ニ付セ
 ラレムコトヲ請フ
 昭和二十年九月十八日
 内閣總理大臣 松本 王

四

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條
第一項ニ依リ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ件ト發スル命令ニ關スル件
ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
國務各大臣

勅令第 號

政府ハ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ爲ス要求
ニ係ル事項ヲ實施スル爲テ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要
ノ定ヲ爲シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス